

整理番号 8

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

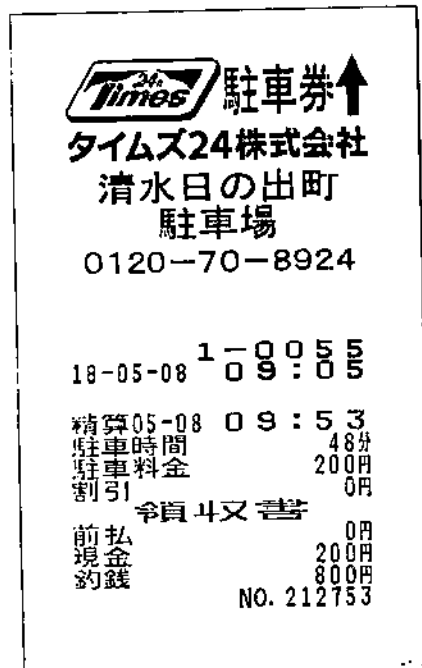
支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請願活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費				
内容	客船「にっぽん丸」歓迎式典				
年月日	平成30年5月8日～平成	年	月	日	金額 200円

目的	客船「にっぽん丸」歓迎レセプションへの出席と、客船誘致委員会はじめ関係者との情報交換を行う。
使途	駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	静岡県は「ふじのくにクルーズ船誘致戦略」を推進している。客船誘致による清水港のにぎわい創出は、地域経済ひいては本県経済の発展に好影響をもたらす。 観光先として「富士山世界遺産センター」をPR。

《領収書貼付枠》



按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動によるものである。	200円	100%	200円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

平成 30 年 4 月 25 日

各 位

清水港客船誘致委員会
会長 望 月 薫

客船「にっぽん丸」歓迎式典について

当委員会では客船誘致活動を積極的に展開しておりますが、5月8日(火)に客船「にっぽん丸」が寄港をいたします。

クルーズ客船の寄港は、静岡や清水港をPRする絶好の機会であり、当日はさまざまな歓迎事業の実施を計画しております。

つきましては、下記のとおり歓迎式典を催したいと存じますので、ご出席くださいますようお願いいたします。

記

●平成 30 年 5 月 8 日(火) 接岸 09:00、出港 17:00 (予定)

歓迎式典

日 時	平成 30 年 5 月 8 日 (火)	09:10~09:25 (予定)
会 場	日の出埠頭岸壁 (雨天時：清水マリナーミナル)	

※別紙「出欠連絡票」により 5月7日(月)正午までに FAX にてご返信願います。

客船「にっぽん丸」について

客船「にっぽん丸」は、日本に3隻ある客船の一つで、商船三井客船のフラッグシップです。「食のにっぽん丸」とも呼ばれており、船内で提供される食事には定評があります。

今回のクルーズは、「徳島発着 世界遺産 富士山クルーズ 3日間」と題した、徳島港発着のクルーズです。

5月7日に徳島港を出港し、5月8日に清水港に寄港し、翌5月9日には徳島港に戻るというコースです。今回のクルーズは寄港先が清水港のみとなっており、約400人の乗客は清水のまちへの期待を抱いてにっぽん丸に乗船しています。

事務局 静岡市 海洋文化都市推進本部
担当 XXXXXXXXXX
TEL : 054-354-2432 FAX : 054-353-1022

整理番号	9
------	---

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	携帯電話通話料		
年月日	平成30年5月10日~平成	年月日	金額 4,968円

目的	調査研究など政務活動を行うための通信手段
使途	携帯電話通話料 4月分(5月請求)
政務活動・ 県政との 関連性	
<<領収書貼付枠>> 別添 (No 10に添付)	

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
私用としての利用があるため、按分する。	9,936 円	1/2 %	4,968 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号 10

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳請活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ <u>事務費</u> ・事務所費・人件費		
内容	インターネット接続料		
年月日	平成30年5月10日~平成 年 月 日	金額	4,603 円

目的	調査研究など政務活動を行うための情報収集手段
使途	インターネット接続料 4月分(5月請求)
政務活動・ 県政との 関連性	
別添	<<領収書貼付枠>> $3621 + 4,289 + 1,296 = 9,206$

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
私用としての利用があるため、按分する。	9,206 円	1/2	4,603 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



DC CARD

ご利用中のお客様: 盛月 寿美様

ご利用代金明細照会 確定

ご利用明細

印刷日時: 2018年4月25日 15:35

[2018年5月分のご利用代金明細照会最終閲覧日時: 本日が明細内容確定後の初来訪日となります。]

盛月 寿美 様 ご利用明細(確定)を表示しております。

カード種類	一般	照会月	2018年5月
カード名称	しずぎんjoyca	明細作成日	2018年4月23日
カード番号	XXXXXXXXXXXX		
お支払日	2018年5月10日		
今回ご請求合計額		円	
(1)今回ご請求額		円	
(2)事前お支払額		円	
合計[(1)-(2)]		円	

■ ショッピングご利用分

利用日	利用者	利用内容	利用区分	新規利用額	今回請求額
2018/2/1					
2018/2/4					
2018/2/5					
2018/2/5					
2018/2/7					
2018/2/8					
2018/2/11					
2018/2/13					
2018/2/16					
2018/2/19					
2018/2/19					
2018/2/22					
2018/2/22					
2018/2/26					
2018/3/1					
2018/3/1					

2018/3/						
2018/3/						
2018/3/						
2018/3/						
2018/3/						
2018/3/						
2018/3/31	V3000	トーカイネットワーククラブ	1回払い	1,296	1,296	No. 10
2018/3/31	V3000	株式会社トコちゃんねる静岡 (1回払い	3,621	3,621	No. 10
2018/3/31	V3000	ドコモご利用料金 4月分	1回払い	9,936	9,936	No. 9
2018/4/2						
2018/4/3						
2018/4/6						
2018/4/11	V3000	コムファ	1回払い	4,289	4,289	No. 10
ショッピング請求確定分小計						

※リボ払いご利用分のご請求額については、利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。

■ 表示内容について

- ・本サービスは、カードのご利用内容とご請求内容を表示しております。
- ・今回ご請求合計額に「-」(マイナス)の表示がある場合は、当該金額をカード代金支払口座へお振込み、または別のご利用代金に充当させていただきます。
- ・前回のお支払いに遅延がある場合には、ご請求の確定が遅れる場合がございます。
- ・ご利用分の一部または全額を繰上返済いただいた内容は、ショッピングリボ払い・分割払いまたはキャッシングご利用分の場合を除き、ご利用明細欄には表示されません。
- また、ショッピングリボ払いご利用分の場合でも、ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日(毎月20日前後)から最終確定日(毎月25日前後)の間に、繰上返済いただいた内容は表示されません。
- ・ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日以降にご利用・ご返済があった場合、ご利用明細欄の表示内容は変更されません。
- ・「利用者欄」の「V」はVISAカード、「M」はマスターカード、「数字」はご利用者のカード番号末尾4桁が表示されています。
- ・円換算レートはVISAまたはマスターカードが適用するレートを使用いたします。必ずしもご利用日のレートではございません。また、海外でのショッピングご利用分は適用レートに諸事務処理などの費用として当行が定めた2.00%(税別)を加算させていただきます。
- ・海外でご利用の場合には、加盟店でのご利用日または伝票の処理日が記載されます。
- ・9桁以上の現地通貨額は表示されず、通貨略称・日本円換算額のみ表示しております。

● お問い合わせ先

株式会社静岡銀行
しずぎんクレジットカードセンター
TEL:0120-540054
営業時間:9:00~17:00 土・日・祝日を除く
〒424-0886 静岡市清水区草薙1丁目13番10号

※お電話番号はお間違いのないようご注意ください。

※お手元にご利用のカードをご用意ください。

閉じる (X)

※お客様のご利用環境によっては、【閉じる】ボタンが動作しない場合がございます。
ブラウザ上部の【X】ボタンより画面を閉じてください。

整理番号	11
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

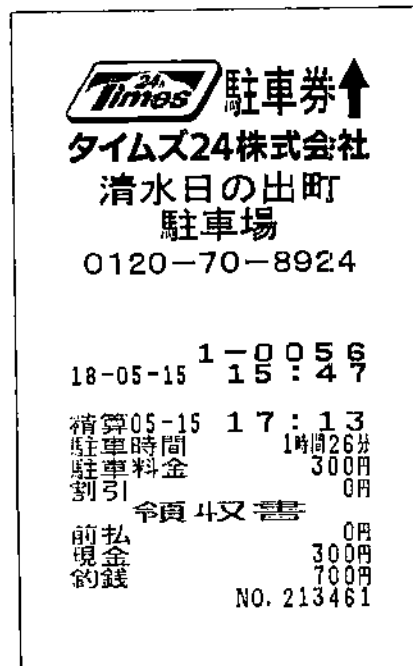
(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請謝等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	平成30年度清水港利用促進協会通常総会		
年月日	平成30年 5月15日~平成 年 月 日	金額	300円

目的	平成30年度清水港利用促進協会通常総会に顧問として出席
使途	駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	本県経済発展のために、清水港の利用促進を図ることが重要である。

《領収書貼付枠》

別添
開催案内



按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかるものである。	300円	100%	300円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

清利促 30 第 4 号
平成 30 年 4 月 16 日

静岡県議会
議員 盛月 寿美 様
(清水港利用促進協会 顧問)

清水港利用促進
協会 会長 宮崎 総
利 進 港 協 会

平成 30 年度通常総会開催のご案内

拝啓 春暖の候、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は当協会の事業につきまして格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、平成 30 年度の通常総会を下記により開催することとなりました。ご多用のところ誠に恐縮に存じますが、ご臨席賜りますようご案内申し上げます。
準備の都合もございまして、5 月 7 日 (月) までに同封の FAX 用紙にて出欠のご返事をいただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時：平成 30 年 5 月 15 日 (火)
通常総会 16:00～17:00
2. 場 所：清水港湾会館日の出センター (マリンビル) 6 階 大会議室 (6A)
静岡市清水区日の出町 9-25 (TEL:054-353-2311)
3. 総会次第：(1)会長挨拶
(2)来賓祝辞
(3)議案審議
 - ① 平成 29 年度事業報告
 - ② 平成 29 年度収支決算報告
 - ③ 平成 30 年度事業計画
 - ④ 平成 30 年度収支予算案
 - ⑤ 役員の変更
 - ⑥ その他

以上

整理番号 12

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	清水日中友好協会平成30年度総会および会費(正会員)		
年月日	平成 30年5月20日~平成 年 月 日	金額	10,600 円

会の趣旨・目的	民間交流を通じて日中両国の友好改善を図るための事業を実施する。
会の活動内容等	在清水中国人との交流や春節の会の開催などを行い、交流や話し合いを深める。
政務活動・県政との関連性	民間の活動を支援し、本県として関係の深い中国浙江省を主として友好関係の継続発展につなげる。

アイペック
清水真砂町第1駐車場

領収書
盛月寿美様 平成30年 5月20日
金 10,000円
但し、平成30年度会費として
清水日中友好協会



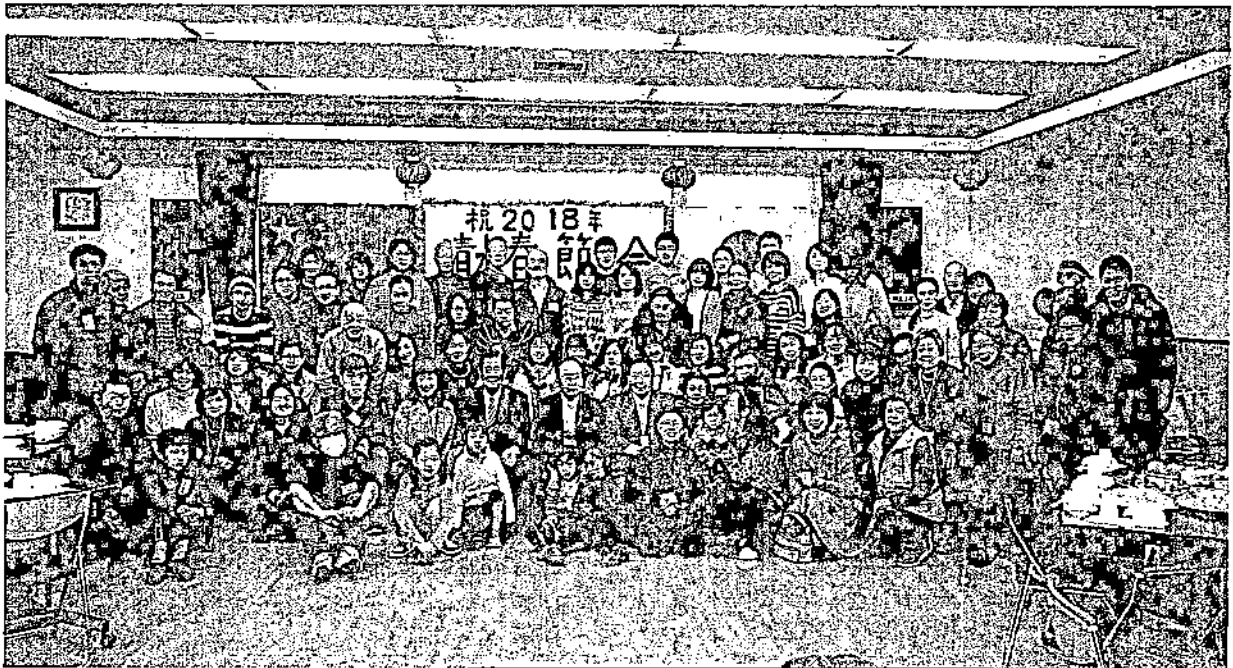
《領収書》
[NO. 11]
18年05月20日14:01 --05月20日16:29
駐車料金 600円
△合計 600円
お預り 1,000円
お釣 400円
NO.082345

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (総会資料)

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動によるものである。	10,600 円	100%	10,600 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2018年度（第31回）
清水日中友好協会定時総会



2018. 1. 28 清水春節の会参加者（江尻生涯学習交流館）

2018年5月20日（日）

アップステアーズ（JR清水駅前）

清水日中 2018 年度 (第31回) 定時総会次第
2018. 5. 20

開会時間 15 時

1. 開会あいさつ

2. 会長あいさつ

3. 議長選出

4. 定足数確認 規約第 19 条 会員数 55 名
出席者数 名 委任状 名 合計 名

5. 議事

- (ア) 第 1 号議案 2017 年度事業報告
- (イ) 第 2 号議案 2017 年度会計決算報告及び会計監査報告
- (ウ) 第 3 号議案 2018 年度事業計画 (案)
- (エ) 第 4 号議案 2018 年度予算 (案)
- (オ) 第 5 号議案 役員選任について
- (カ) 第 6 号議案 その他

議事終了

6. 賛助会員 来賓のあいさつ及びメッセージ・祝電披露

7. 閉会のあいさつ

清水日中 30 周年記念講演会

15 : 30~

桜井規順元参議院議員

満蒙開拓とは何であったか

交流懇親会

開会時間 17 時

1. 懇親会開会のあいさつ

2. 会長あいさつ

3. 来賓あいさつ (総会に参加できなかった人)

4. 乾杯の発声

5. 懇親会閉会のあいさつ

はじめに

1. 昨年は日中国交正常化 45 周年、中国浙江省との友好提携 35 周年、県日中友好協会設立 60 周年、清水日中友好協会設立 30 周年を迎え記念すべき年でした。県日中友好協会や国でも記念式典や記念行事が開催されてきました。中国との関係は「近くて遠い国」となっていました。本年に入り首脳間レベルでの話し合いが展開されるなど関係改善の方向へと進んできています。
2. 北東アジア（中国・韓国・ロシア・北朝鮮・日本）情勢は大きく変化してきています。平昌冬季オリンピック開催に向けて韓国と北朝鮮は共同選手団の編成に合意し、冬季オリンピックの成功に貢献しました。その流れの中で、両国の首脳会談の開催、米国トランプ大統領と韓国大統領の会談を受けて、米国トランプ大統領と北朝鮮金委員長との会談に合意しました。北朝鮮の核問題などが論議されていますが朝鮮戦争の休戦協定から平和協定に進んで行くことができれば、北東アジアの緊張関係が大きく緩和されることとなります。この動きが前進するよう期待していきたいと思います。
3. 昨年は清水日中友好協会として創立 30 周年を記念し中国浙江省・ウーチン・無錫・上海の視察旅行を取組んできましたが、中国の経済発展は目覚ましいものがあります。近年経済成長は鈍化しているとはいえ年間成長率は 6.5%を越えています。米国に次ぐ経済大国となった中国は、日本の経済発展においても密接な関係となっています。中国との関係改善は極めて重要であります。
中国から日本に来る観光客は大きく増加し、清水港にとっても大型客船による観光客が増加し、訪日観光客は年間 800 万人規模にも達しています。経済的にも観光産業にとっても中国は大きな市場として重要な存在といえます。
4. 静岡県日中友好協会が計画した第 18 回浙江省青少年民族芸術交流団の静岡県公演は昨年西部地区で開催されました。その後の取扱いについては県日中友好協会としていったん中止をし、今後のあり方を検討することとなっています。また、昨年は静岡県と中国浙江省との友好提携 35 周年事業として記念事業が取組まれてきました。今後も両国の発展に向けて交流事業が展開されて行くこととなっています。
6. 本年度の清水日中友好協会の取組みとしては、清水日中友好協会設立 30 周年を迎えたことから記念誌の発行を計画していくこととします。また、在清中国人との交流の機会を創り出していくため、恒例の取組みである「清水春節の会」の開催や中国人との交流の機会を増加し、情報交換の場を提供できるように取り組んでいくこととします。さらに、会員の高齢化も進んできていることから、会員の若返りや会員の拡大も重要な課題として取り組んでいくこととします。会員の皆様のご協力やご支援をお願い致します。

第 1 号議案

平成 2017 年度事業報告

(1) 2018 年春節の会

恒例の行事となっている「2018 年清水地区春節の会」は 2018 年 1 月 28 日、清水区江尻生涯学習交流館に於いて開催しました。江尻交流館を使用して 4 回目の開催であり、清水駅に近いことや会場の広さなど設備関係も良く好評でした。本年の参加者の特徴として、周辺市からの参加者もありネット社会の利便性を伺うことができました。本年は総勢 120 名の参加者があり盛大に開催することができました。また、創立 30 周年記念ということもあり、中国人二胡奏者 [] の演奏をして頂きました。

来賓には県議会議員林芳久仁氏、中沢通訓氏、静岡市議会議員水野敏夫氏、寺沢潤氏からご挨拶を頂きました。

前日の料理や会場準備、当日の餃子を中心とする料理には中国人の多くの皆さんに協力して頂き、大量に作った餃子も大変美味しく好評でした。また、中国人同士の交流、当協会員との交流を深めることができました。

(2) 会員相互との交流会事業の開催

昨年は清水日中友好協会創立 30 周年、県と中国浙江省友好提携 35 周年の節目の年であり、最近の中国事情を視察するため中国旅行を計画しました。当初は中国浙江省友好提携 35 周年の県事業に参加する予定でしたが、旅費等の関係から、民間ツアーに参加となり、杭州・ウーチン・無錫・上海をめぐる 5 日間の旅行となりました。中国の都市部の高層ビル群や経済発展の速さや中国人民の活発な行動から、中国の勢いを感じる事が出来ました。

また、静岡市日中友好協会との交流会も開催には中国人も参加し開催してきました。納涼会として 8 月 19 日、葵区「だんまや水産」において開催し交流を深めました。

(3) 県日中友好協会との協力について

清水日中友好協会の上部団体である県日中友好協会とは、同じ目的と共通した課題などで協力し合っています。県日中友好協会も組織上の課題が山積しています。これらの課題を検討するため県日中友好協会内に「組織検討委員会」を設置し検討を行っています。2017 年 8 月 23 日、2018 年 2 月 2 日に地区代表者会議が開催され浙江省青少年民族芸術団の開催問題、県日中創立 60 周年記念事業問題、組織・役員・規約問題などが話し合われました。しかし、組織問題や浙江省青少年民族芸術団の開催問題は最終結論には至っていません。

(4) 清水日中友好通信の発行

清水日中友好協会の情報誌として「清水日中友好通信」を発行しています。毎

年3~4回の発行し(17年度は4/1・10/1・1/1号を発行)、会員の皆さんに
対して情報の提供を図ってきました。

(5) 中国情報誌紙として「人民中国」誌、新聞「日本と中国」があります。

清水日中友好協会が取扱う部数は「人民中国」誌が7部、新聞「日本と中国」
紙が4部となっています。引き続き拡大に努力して行きます。

2017年度活動報告

- 2017/ 4.01 清水日中友好通信発行
5.12 県日中友好協会2017年度定期総会 於 パルシェ7階
 県会長 天野 一氏、事務局長 ████████氏
5.28 清水日中友好協会2017年度総会 於 やすい軒
7.26 清水日中友好協会理事会 入江交流館
8.19 清水・静岡日中友好協会交流懇親会 葵区 だんまや水産
8.23 清水日中友好協会理事会 入江交流館
8.28 県日中友好協会地区代表者会議
9.21 県日中友好協会天野会長就任祝う会 クーポール会館
9.27 清水日中友好協会理事会 入江交流館
10.01 清水日中友好通信発行
10.15 中国語スピーチコンテスト静岡県大会 静岡芸術学校
10.17~10.31 県日中浙江省青少年民族芸術交流団受入れ西部地区
10.13 中国旅行参加者打合せ会
10.25 清水日中友好協会理事会 入江交流館
11.5~9 清水日中友好協会30周年中国旅行
 抗州・ウーチン・無錫・上海 5日間 14名参加
11.12~15 県日中友好協会主催 静岡県と浙江省提携35周年記念旅行
11.22 清水日中友好協会理事会 入江交流館
12.19 中国旅行参加者報告会 はしもと
12.21 清水日中友好協会理事 入江交流館
2017/ 1.07 清水日中友好通信発行
1.24 清水日中友好協会理事会・新年会 味楽亭 はしもと
1.28 清水日中主催「2018清水地区春節の会」 江尻生涯学習交流館
2.02 県日中友好協会地区代表者会議 あざれあ
2.05 静岡県書道連盟清水支部書初め展表彰式 清水日中協会賞贈呈
3.08 中国大使館主催「婦人節」██████さん県日中代表として参加
2.27 県日中60周年記念誌編集委員会 市職員会館
3.28 清水日中友好協会理事会 入江交流館
4.01 清水日中友好通信発行
4.25 清水日中友好協会理事会 入江交流館
5.09 清水に中友好協会会計監査 清水勤労協

第 2 号議案

2017 年度清水日中友好協会収支決算書

総収入額	709,588 円
総支出額	407,707 円
差引残高	301,881 円 (次年度に繰り越し)

収入	単位:円		(減:△)		適用
科目	予算	決算	増	減	
繰越金	262,988	262,988		0	
会費	286,200	283,600	△	2,600	賛助 11人 正 31人 家族 2人
事業費	85,000	60,000	△	25,000	
春節の会参加費	25,000	36,000		11,000	500円×72人
日中交流参加費	60,000	24,000	△	36,000	3,000円×8人
会員研修参加費	0	0		0	
懇親会参加費	142,000	100,000	△	42,000	総会:4000円×16人 理事連絡員3,000円×12人
交付金	1,000	0	△	1,000	
雑収入	3,000	3,000		0	新聞購読料13,500円-10,500円
合計	780,188	709,588	△	70,600	

支出	単位:円		(減:△)		適用
科目	予算	決算	増	減	
会議費	70,000	46,070	△	23,930	総会・役員会・理事会
事業費	295,000	119,816	△	175,184	
春節の会	100,000	79,816	△	20,184	飲食費、容器、事業前後費用
日中交流	120,000	40,000	△	80,000	在静岡市中国人との交流、
会員研修	75,000	0	△	75,000	1,500円×50人
懇親会費用	185,000	113,790	△	71,210	総会時の会員懇親会・理事連絡員懇親会
広報	50,000	33,477	△	16,523	友好通信印刷代・郵送代・
渉外費	20,000	16,200	△	3,800	慶弔等
事務局費	60,000	22,354	△	37,646	印刷費・事務用品・通信運搬費・振り込み料等
負担金	60,000	56,000	△	4,000	県日中会費・関係団体会費
予備費	40,188	0	△	40,188	
合計	780,188	407,707	△	372,481	

以上の通り、報告致します。

会長 池田新八

会計 XXXXXXXXXX

2017年度 積立金収支決算書

総収入額	769,743 円
総支出額	75,826 円
差引残高	
	693,917 円 (次年度に繰り越し)

収入の部		支出の部	
前年度より繰り越し	769,739	30周年記念事業	75,826
利息	4	(当事業は2018年度に継続)	
収入合計	769,743	支出合計	75,826

以上の通り、報告いたします。

会長 池田新八

会計 XXXXXXXXXX

2017年度 「人民中国」誌収支決算書

総収入額	417,243 円
総支出額	26,873 円
差引残高	
	390,370 円 (次年度に繰り越し)

収入の部		支出の部	
前年度より繰り越し	383,641	購読料県日中へ支払	26,873
「人民中国」購読料代金	33,600	1年分 $3,839 \times 7 = 26,873$	
1年分 $4,800 \times 7 = 336,000$			
利息	2		
収入合計	417,243	支出合計	26,873

以上の通り、報告いたします。

会長 池田 新八

「人民中国」誌担当 XXXXXXXXXX

監査結果報告

2017年度清水日中友好協会の事業の執行状況及び会計について
2018年5月9日に監査を行いました。通帳、領収書など関係書類を
確認した結果、適正に処理されていたのでここに報告致します。

2018年5月9日

監事 XXXXXXXXXX 印

監事 XXXXXXXXXX 印

第 3 号議案

2018 年度事業計画(案)

- (1) 県日中友好協会は創立 60 周年を迎え 60 周年記念誌を発行して行くこととしています。この 60 周年記念誌しに清水日中友好協会の資料を記載して行くよう取り組みます。また、清水日中友好協会としても創立 30 周年事業として 30 周年記念誌の発行に向けて取組んで行くこととします。
- (2) 中国人との交流事業
清水日中友好協会と清水区在住の中国人の皆さんと交流を通じて意思疎通を図り、中国人が日本に居住する中で、生活上における課題、防災対策（非常食対策）など相談事を受け止めて行く場として行きます。具体的には
 - ① 2019 年清水地区春節の会を開催して行きます。
開催日程 2019 年 2 月 10 日（日）
会場 江尻生涯学習交流館
 - ② 最近は中国人の中に若い研修生などが多くいます。日本の実情がわからない事が多くあります。身近な交流の機会としてカラオケ、季節によるイベント、バーベキュー大会など中国人の皆さんと相談し計画して行きます
- (3) 清水・静岡・県日中友好協会会員の親睦・交流について
 - ① 静岡市日中友好協会会員との交流事業について
清水地区と静岡地区との交流は恒例となってきました。
本年も交流できるよう計画をして行きます。（本年は清水日中主催）
 - ② 本年は会員の親睦・交流事業としてバス旅行を計画して行きます。多くの会員の皆さんに参加して頂きますようお願いいたします。静岡市日中にも呼びかけて取組みを検討していきます。
- (4) 清水日中友好通信の発行について
清水日中友好通信は年間 3 ～ 4 回発行しています。本会の活動や県日中との事業などをお知らせしていきます。
- (5) 中国情報誌「人民中国」、新聞「日本と中国」の拡大に取り組んでいきます。
- (6) 県日中友好協会が取り組む事業に協力して行きます。

第4号議案

2018年度清水日中友好協会予算(案)

総収入額	1,026,881 円
総支出額	1,026,881 円
差引残高	0 円

収入 単位:円 (減:△)

科目	前年度予算	本年度予算	増減	適用
繰越金	262,988	301,881	38,893	
会費	286,200	270,000	△ 16,200	賛助 10人 正 30人 家族2人
事業費	85,000	335,000	250,000	
春節の会参加費	25,000	25,000	0	500円×50人
日中交流参加費	60,000	60,000	0	1,500円×20人 3,000円×10人
会員研修参加費	0	250,000	250,000	10,000円×25人
懇親会参加費	142,000	116,000	△ 26,000	総会4000円×20人 理事連絡員3,000円×12人
交付金	1,000	1,000	0	
雑収入	3,000	3,000	0	新聞購読料等
合計	780,188	1,026,881	246,693	

支出

科目	前年度予算	本年度予算	増減	適用
会議費	70,000	50,000	△ 20,000	総会役員会。理事会
事業費	295,000	520,000	225,000	
春節の会	100,000	100,000	0	飲食費、容器、事業前後費用
日中交流	120,000	120,000	0	在静岡市中国人との交流、
会員研修	75,000	300,000	225,000	
懇親会費用	185,000	160,000	△ 25,000	総会時の会員懇親会、理事連絡員懇親会
広報	50,000	50,000	0	友好通信印刷代、郵送代
渉外費	20,000	20,000	0	慶弔等
事務局費	60,000	60,000	0	印刷費、事務用品、振り込み料等
負担金	60,000	60,000	0	県日中会費、関係団体会費
予備費	40,188	106,881	66,693	
合計	780,188	1,026,881	246,693	

30周年記念事業予算(案)

支出予定

記念誌作成	100,000 円
その他	100,000 円
合計	200,000 円

支出には、積立金を充てる。

P5参照

第 5 号議案

役員選任について

- (1) 本会規約第三章 役員 第 10 条役員定数、第 11 条役員の選任に基づき役員改選は下記の通り選任していきます。

役員任期は 2 年となっています

- (2) 2018 年度役員

名誉会長 影山 建樹

会 長 池田 新八

副会長 (会計)

副 会長

事務局長

事務局次長

理 事

理 事

理 事

理 事

理 事

理 事

理 事

理 事

理 事

監 事

監 事



整理番号 (3)

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費							
内容	平成30年度NPO法人清水サッカー協会総会							
年月日	平成30年	5月27日	～平成	年	月	日	金額	5,200円

目的	通常総会に顧問として出席
使途	参加費および駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	スポーツ王国静岡の実現に向け、本協会の活動を支援。 県民の健康増進を図り、健康寿命の延伸につなげる。

領収証

平成30年5月27日

県議会議員盛月寿美様

★ ￥5,000

但 総会会費として

上記正に領収致しました

〒424-0924 静岡市清水区清開2-1-1
NPO法人清水サッカー協会
理事長 西村 勉
TEL 054-337-0300



アイバック清水相生町 駐車場

001 領収証
2018年 ...72
05月27日19:57第
05月27日16:59入
駐車料金 A...600円
付B・2枚...400円
入金額 ...200円
釣 ...0円
現金領収額...200円

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,200円	100%	5,200円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

指針様式第1号

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
<p>活 動 概 要 書 (会議・懇談会参加)</p> <p style="text-align: right;">平成30年 5月 28日</p> <p style="text-align: center;">会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美</p>					
活 動 名	平成30年度 NPO 法人清水サッカー協会総会				
活動概要	<p>1 参加日時</p> <p style="padding-left: 20px;">平成30年5月27日 17:00～</p> <p>2 場 所</p> <p style="padding-left: 20px;">ホテルサンルート清水 (清水区相生町)</p> <p>3 参加者</p> <p style="padding-left: 20px;">協会役員、正会員、一般会員</p> <p>4 内 容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29年度事業報告及び収支決算 ・平成30年度事業計画及び収支予算の決定 ・事務局の組織及び運営について <p>※すべて政務活動によるため、按分率は、1/2・1/3・100%とする。 なお、飲食を伴う会議・懇談会の会費は、充当上限額を5,000円とする。</p>				
経 費	項 目	政務活動費支出額	領収書番号	内 容	
	参加費	5,000	13	総会会費	
	駐車場	200	13	駐車場代	
	合 計	5,200			
備 考	添付書類：定款				

特定非営利活動法人 清水サッカー協会 定款

第 1 章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人清水サッカー協会といひ、通称は、NPO 法人清水サッカー協会と称する。又、外国に対しては、SHIMIZU Football Association (略称:SHIFA)という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を静岡県静岡市清水区清開2丁目1番1号に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、静岡市清水地域におけるサッカー競技等の普及及び振興を図り、もって「サッカーのまち清水」としてのまちづくり、人づくり、健康づくり、及び国際交流に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法(以下「法」という。)第2条のうち、次に掲げる活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 国際協力の活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 1. サッカー競技の普及に関する事業
 2. サッカー選手及びチームの強化育成に関する事業
 3. 指導技術の研究及び指導者の育成、登録、派遣に関する事業
 4. サッカー競技規則並びにレフリー技術の研究及び、レフリーの育成、登録、派遣に関する事業
 5. 国際大会を含む各種サッカー競技会の開催、主管、運営に関する事業
 6. 顕彰助成事業
 7. 全国並びに市民、会員に対する広報事業
 8. 地域におけるスポーツの普及及び、振興に関する事業
 9. スポーツ施設の管理、運営に関する事業
 10. その他この法人の目的を達成する為に必要な事業
 - (2) 収益事業
 1. 物品の販売等に関する事業
- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行い得るとし、その収益は同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

第 3 章 会 員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員
下記のいずれかに該当するチーム、個人、団体とし、この法人の意思決定に関わる総会での議決権を有する。
 1. チーム会員:公益財団法人日本サッカー協会の制定したサッカー競技規則に基づいて活動するチーム。
 2. 個人会員:チームに所属するしないに関わらず、この法人の目的に賛同して入会する個人。
 3. 団体会員:この法人の目的に賛同して入会する団体。
- (2) 一般会員
下記のいずれかに該当する個人、又は団体とし、この法人の意思決定に関わる総会に出席し、意思を述べることができる。
 1. 個人会員:正会員であるチームに所属する選手、スタッフ(代表者、監督、コーチ、審判等)、公認ライセンス取得審判、及び、同指導者であつてこの法人の目的に賛同して入会する個人。
- (3) 賛助会員
この法人の目的に賛同し、専ら各種支援や賛助を行う個人又は団体。

(会員の権利)

第7条 会員は、次の事項に関する権利を持つ。

- (1) 本法人の構成会員として、その施設や事業内容を知り、それに関与することができる。
- (2) 個人会員は、チームを構成し、選手、スタッフ(役員、チーム代表者、監督、コーチ、審判等)として、本法人が主催する競技会に出場することができる。
- (3) 個人会員は、公益財団法人日本サッカー協会の公認審判員並びに公認指導者として登録することができる。
- (4) 正会員であるチーム会員は、公益財団法人日本サッカー協会、一般財団法人静岡県サッカー協会に対し、加盟チームとして登録を行うことができる。

(会員の義務)

第8条 会員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 会員としての行動規範
「責任ある行動」社会規範を担う一員として、また本法人の一員として、他の手本となるよう、責任ある態度と行動をとる。

- 「フェアプレー」あらゆる面で、全力でかつ真剣に取り組むと同時に、競技上におけるフェアプレーと競技外におけるグッドマナーの精神並びに行動を心がける。
「ルールの遵守」 ルールを守り、ルールの精神に従って行動する。
「相手の尊重」 競技においては、対戦チームのプレーヤーや、レフェリーなどにも、友情と尊敬をもって接する。
「協調」 会員相互の日々の研鑽と協力により、本法人の悠久の発展を期す。
- (2) この法人の組織を使って、あるいはこの法人の活動の中で、または会員として、次の行為を行なってはならない。
1. 専ら政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対すること、及び、特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対すること。
 2. 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成すること。
 3. 本法人の名誉を傷つける行為、又は、目的及び活動方針に反する行為を行うこと。

(入会)
第9条 会員として入会しようとするものは、別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は、そのものが前条に掲げる義務を遂行できると認めるときは、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人又は団体にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第10条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を2年以上滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第12条 会員は、別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第13条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その会員を除名することができる。

- (1) 法令及びこの定款等に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規程により会員を除名しようとするときは、その会員に対し、除名の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(拠出品品の不返還)

第14条 既に納入した会費及びその他の拠出品金は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(役員の種類及び定数)

第15条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 会長：1名
- (2) 副会長：1名以上
- (3) 理事長：1名
- (4) 副理事長：1名以上
- (5) 常任理事：3名以上
- (6) 理事：10名以上(会長及び副会長、理事長、副理事長、常任理事を含む。)
- (7) 監事：1名以上

(役員を選任等)

第16条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 理事は正会員の中から選任される。
- 3 会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事は、理事の互選により定める。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。
- 5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 6 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(役員の仕事)

第17条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、会長が事故あるときはその職務を代理し、会長が欠けた時はその職務を行う。
- 3 理事長は、理事会の決議に基づいて、日常業務の企画執行等の業務を統括する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、会長があらかじめ理事会の議決を経て定めた順序により、理事長が事故あるときはその職務を代理し、理事長が欠けた時はその職務を行う。
- 5 常任理事は、常任理事会を構成し、重要事項、重要事業の審議、企画、立案を行い、理事会へ諮る。
- 6 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。
- 7 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規程による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は静岡県知事に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会並びに常任理事会の招集を請求すること。

(役員任期等)

- 第18条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 2 役員は、再任されることできる。
 - 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員欠員補充)

第19条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員解任)

第20条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、その役員を解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えられずと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規程により役員を解任しようとするときは、その役員に対し、解任の議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(役員報酬等)

- 第21条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に關し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が明記定める。

(名誉会長、顧問及び参与)

第22条 この法人に、名誉会長、顧問並びに参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問並びに参与は理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。

(職員)

第23条 この法人に、事務局長その他職員を置く。

- 2 職員は、会長が任免する。

第5章 総会

(総会の種別)

第24条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第25条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 一般会員は、別途定められた規則により、総会に出席し、意見を述べることができる。

(総会の権能)

第26条 総会は、この法人の運営に関する次の事項を議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6) 入会金及び会費の額
- (7) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (8) 事務局の組織及び運営
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第27条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め召集の請求をしたとき。
 - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。
 - (3) 第17条第7項第4号の規程により、監事から召集があったとき。

(総会の招集)

第28条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規程による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的方法により、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第29条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第30条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席(書面表決者及び委任表決者を含む)がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第31条 総会における議決事項は、第28条第3項の規程によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の表決権等)

第32条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規程により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第33条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した正会員のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(理事会の種類)

第34条 理事会は、定例理事会及び臨時理事会の2種とする。

(理事会の構成)

第35条 理事会は、理事をもって構成する。

- 2 監事は、理事会に出席し意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第36条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 第26条に掲げる総会に付議すべき事項
- (2) 役員を選任又は解任、職務及び報酬
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第37条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 定例理事会は、年に10回程度開催する。
- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面により召集の請求があったとき。
 - (3) 第17条第7項第5号の規程により、監事から召集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第38条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号第2項及び第3項の規程による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第39条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の定足数)

第40条 理事会は、理事総数の2分の1以上の出席(書面表決者等及び委任表決者を含む)がなければ開催することができない。

(理事会の議決)

第41条 理事会における議決事項は、第38条第3項の規程によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第42条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規程により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第43条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第 7 章 常任理事会

(常任理事会の種類)

第44条 常任理事会は、定例常任理事会及び臨時常任理事会の2種とする。

(常任理事会の構成)

第45条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、常任理事をもって構成する。

- 2 監事は、常任理事会に出席し意見を述べることができる。

(常任理事会の権能)

第46条 常任理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を協議する。

- (1) 第36条に掲げる理事会に付議すべき重要事項、重要事業の審議、企画、立案
- (2) その他理事会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(常任理事会の開催)

第47条 常任理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 定例常任理事会は、年に6回程度開催する。
- 2 臨時常任理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 第17条第7項第5号の規程により、監事から召集の請求があったとき。

(常任理事会の招集)

第48条 常任理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2項第2号の規程による請求があったときは、その日から14日以内に常任理事会を召集しなければならない。
- 3 常任理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を示した書面又は電磁的方法により、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(常任理事会の議長)

第49条 常任理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(常任理事会の定足数)

第50条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事総数の2分の1以上の出席(委任状の提出を含む)がなければ開会することができない。

(常任理事会の承認)

第51条 常任理事会における承認事項は、第48条第3項の規程によりあらかじめ通知した事項とする。

- 2 常任理事会の承認は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(常任理事会の表決権等)

第52条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため常任理事会に出席できない会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規程により表決した会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事は、前2条及び次条第1項の適用については、常任理事会に出席したものとみなす。
- 4 常任理事会の承認について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の表決に加わることができない。

(常任理事会の議事録)

第53条 常任理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 出席者総数、及び出席者氏名
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び表決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長のほか、会議に出席した常任理事のうちから、当該会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第8章 資産及び会計

(資産の構成)

第54条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(資産の区分)

第55条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及び収益事業に関する資産の2種とする。

(資産の管理)

第56条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(会計の原則)

第57条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って、行うものとする。

(会計の区分)

第58条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及び収益事業に関する会計の2種とする。

(事業計画及び収支予算)

第59条 この法人の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、総会において議決を経なければならない。

(暫定予算)

第60条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、理事会の議決を経て、その事業年度の開始する日から予算成立の日まで、前事業年度の予算に準じて収入・支出することができる。

- 2 前項の収入・支出は、新たに成立した予算の収入・支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第61条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第62条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第63条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を経て、総会において、議決を経なければならない。

- 2 会計の計算上、剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第64条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 9 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第66条 この定款を変更しようとするときは、総会において、出席した正会員の4分の3以上の多数の議決を経、かつ、法第26条第3項に規定する軽微な事項を除いて、静岡県知事の認証を得なければならない。

(解散)

第66条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 静岡県知事による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、静岡県知事の認定を得なければならない。
- 4 この法人が清算したときは、理事が清算人となる。

(残余財産の帰属)

第67条 この法人が解散(合併又は破産による解散は除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、一般財団法人静岡県サッカー協会に譲渡するものとする。

(合併)

第68条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、静岡県知事の認証を得なければならない。

第 10 章 公告の方法

(公告の方法)

第69条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、静岡新聞に掲載して行う。

第 11 章 雑 則



(総則)

第70条 この定款の施行に関し必要な細則は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

設立当初の役員名簿

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
会 長	中 島 巖	常 任 理 事	塚 本 哲 男	理 事	深 澤 卓 司
副 会 長	佐 野 宏 幸	〃	宮 城 島 清 也	〃	遠 藤 成 宏
〃	宮 崎 總 一 郎	理 事	小 長 井 正 男	〃	福 島 章 夫
〃	淨 見 元 紹	〃	杉 山 寿 朗	〃	谷 上 和 應
理 事 長	牧 田 博 之	〃	城 之 内 治	〃	岡 田 勝 典
副 理 事 長	齋 藤 誠	〃	望 月 勝 一	〃	糠 谷 禎 則
〃	西 村 勉	〃	深 澤 保 之	〃	宮 城 島 昌 史
常 任 理 事	綾 部 美 知 枝	〃	大 石 弘 道	〃	小 原 晴 世 子
〃	瀧 充	〃	竹 澤 和 子	〃	杉 山 立 子
〃	前 嶋 幸 志	〃	松 永 元 良	〃	澤 入 博 志
〃	西ヶ谷 隆 司	〃	三 神 美 久	監 事	鈴 木 敏 夫
〃	松 井 方 伸	〃	浅 沼 俊 之	〃	伊 藤 多 門

整理番号	14
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請精等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	平成30年度静岡市清水商店街連盟通常総会		
年月日	平成30年 5月29日~平成	年 月 日	金額 5,000 円

目的	通常総会に来賓参加、商店街の活性化について意見聴取
使途	参加費
政務活動・ 県政との 関連性	行政と民間との連携で商店街の活性化を図っていくことが求められている。県の施策に反映させるため当事者からの意見を聴取する必要がある。

《領収書貼付枠》

別添
領収書、開催案内

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかるものである。	5,000 円	100%	5,000 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

静岡県議会議員 盛月寿美 様

平成30年05月29日
静岡市清水区相生町6番地1号内
静岡商工会議所清水事務所
静岡市清水商店街1番地1号内

領 収 書

合計金額		¥5,000	
使用月日	内 訳	金 額(税込)	摘 要
H 30.05.29	総会 参加料【課税】	5,000	5/29 平成30年度通常総会懇親会 参加費
合 計		5,000	

清商連発第2号
平成30年4月26日

静岡県議会議員
盛月 寿美 様

静岡市清水商店街連盟
会長 伊東 哲



「平成30年度通常総会懇親会」へのご臨席及びご祝辞のお願い

拝啓 時下、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は当連盟の事業運営に格別なるご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このほど標記会議を下記により開催いたしますので、ご多忙の折まことに恐縮
ではございますが、なにとぞご臨席くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

日 時 平成30年5月29日(火) 19:15~20:45

会 場 やすい軒(清水区真砂町2-35 TEL 367-1201)

※お手数ですが、ご臨席の趣を別紙によりFAXで5月22日(火)までにお知らせ
ください。

お問合せ 静岡市清水商店街連盟 事務局
静岡商工会議所 清水事務所経営支援課 ()
TEL. 353-3401 FAX. 352-0405

整理番号	15
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

経費項目	調査研究費・研修費・ <u>広報費</u> ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県政報告送付		
年月日	平成 30年5月31日～平成 年 月 日	金額	112,968 円

目的	県政の最新情報の提供、議会活動の広報
使途	印刷代
政務活動・ 県政との 関連性	県政全般に渡る最新情報を発信し、県民の行政事業への理解を得るため

◀ ご利用明細 **スルガ銀行** SURUGA bank

ご来店ありがとうございます。
お取引内容をご確認のうえ、お持ち帰りください。

お取引内容	ご利用年月日	ご利用時刻
振込	300531	14:42
銀行番号	お取引店 (店名)	口座番号
お取引店	お取引金額	
0724	*112,320	
ATM番号	お取引内容	手数料
0090	000000	*648
お取寄番号	お取引内容	
0274	00000000	
説明コード	お取引額元帳別表	

静岡銀行
池田支店
口座番号 普通 196285
受取人名 シオサカインサツ(カ) 様

依頼人名 シスオカケンキカイキイン
モリツキヒロミ 様
電話番号 [Redacted]
CD手数料 [Redacted] *

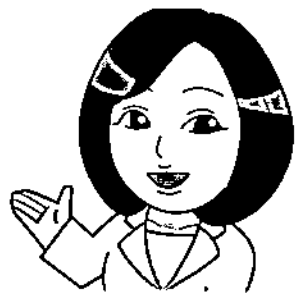
按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動にかかるものである。	112,968 円	100%	112,968 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

2018年
夏号

静岡県議会議員

盛月ひろみ 県政報告



笑顔で盛り盛！清水を元気に！～地域がアップで輝く未来をひらく～

日頃より温かいご支援を賜り、まことにありがとうございます。

早いもので、本年4月から二期目の最終年度に入りました。5月18日に、静岡県議会平成30年5月臨時会が開催され、正副議長、常任委員会や特別委員会の委員及び正副委員長を選任などを行いました。私は本年度、産業委員会に所属し副委員長を務めさせていただきます。

女性がイキイキと輝く社会の実現、地域経済の発展に向けて、様々な課題に今後も全力で取り組んでまいります。

今後とも皆さま方のさらなるご指導、ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

盛月寿美



実現しました!!

ヘルプマーク 配布スタートしました!!

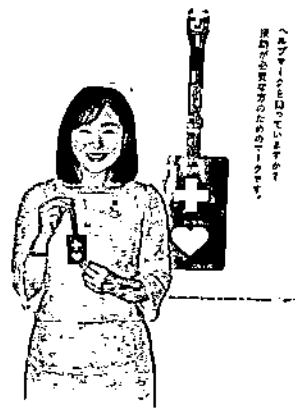
静岡県は「ヘルプマーク」の配布を、2月5日から開始しました。

ヘルプマークは、援助や配慮が必要なことが外見からわからない方々が身につけて周囲に知らせることで、援助が得やすくなるようにすることが目的です。昨年度にまず1万個、35市町、団体等に配布され、今年度は3万個作成し配布予定です。

昨年12月議会代表質問で取り上げ、必要とする全ての方々への配布を目指す県の方針を答弁で引き出すことができました。

静岡市在住のご相談者の声をきっかけに、継続して県に働きかけを行ってまいりました。

公明党浜田参議院議員との連携で国会でも取り上げていただき、全国に取り組みが広がっています。今後もヘルプマーク、さらにはヘルプカードの理解と普及に全力で取り組んでまいります。



「しずおかリトルベビーハンドブック」 (小さな赤ちゃんとママ・パパのための母子手帳)が完成しました。

母子健康手帳は、昭和17年に創設された「妊産婦手帳」が始まりです。10年に一度改定され、平均身長や体重など成長局面も変わっています。

減少傾向にある出生数のうち低出生体重児の割合は高くなっていますが、母子手帳は低出生体重児の成長の記録を残すことができる内容となっていないのが現状です。

こうした中、心を痛めているママたちのために、静岡市の母親団体が独自に小さな赤ちゃんを生んだママのための母子手帳を作成し同じ思いを抱える母親たちに寄り添う活動を進めてこられました。

今回発刊された「しずおかリトルベビーハンドブック」は、その母子手帳を基に静岡県が作成したものです。

低出生体重児のための母子手帳の発行・普及につ

いて、平成29年12月議会の公明党静岡県議団代表質問で取り上げ、県に取り組みを求めてきました。

母子手帳は、すべての子どもや女性、家族、社会の誰も取り残されない世界の実現のために大切なものであると考えます。

誰一人取り残さない社会の実現を目指すための「SDGs(世界が2016年から2030年までに達成すべき17の環境や開発に関する国際目標)」の理念にも通じます。

今後この「しずおかリトルベビーハンドブック」が、全国へ、世界へと広がり、すべての子どもたちが幸せに健やかに育つことを心から望んでいます。



がん患者支援の活動に参加 「ヘアドネーション」 医療用ウィッグを作製するために髪を寄付

私も「ヘアドネーション」しました

切った髪を寄付をする「ヘアドネーション」を知り、自分にもできるがん患者支援に参加したいと思い、目標の長さまで髪を伸ばし、昨年12月にヘアドネーションに参加させていただきました。

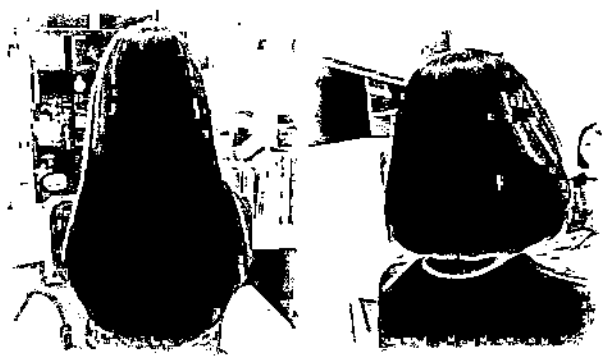
平成29年12月9日に髪を寄付した先である 株式会社グローイング(大阪府大阪市)を訪問

皆さんから寄付された髪で作製した医療用ウィッグを、抗がん剤治療など髪に悩みをもつ子どもたちに無償配布するプロジェクトを進めています。

プロジェクト内容の詳細と「医療用ウィッグ」の重要性・品質向上、必要とする方への理解と支え合う温かい社会づくりを目指して取り組まれている活動をお聞きました。

平成29年12月20日 平成30年度当初予算編成について川勝知事に要望

自分の経験をふまえ、「医療用ウィッグへの助成制度」の創設を川勝知事に求めました。



静岡県富士山世界遺産センター Mt.Fuji World Heritage Center, Shizuoka



公明党静岡県議団で視察調査
(平成30年1月25日)

静岡県富士山世界遺産センターは、平成25年6月にユネスコの世界文化遺産に登録された「富士山―信仰の対象と芸術の源泉」を後世に守り伝えていくための拠点施設です。

平成29年12月23日にオープン以降、来訪客は243,287人(平成30年5月20日現在)によっています。

「永く守る」、「楽しく伝える」、「広く交わる」、「深く究める」の4つの柱を事業として、国内外の多くの方に歴史、文化、自然など、富士山を多角的に紹介しています。

■開館時間 9:00~17:00 (7、8月は18:00) ※最終入館は、閉館30分前 ■閉館日 毎月第三次曜日、施設点検日 ■観覧料 常設展示 大人:300円 学生・70歳以上の方:無料(証明できるものをご提示いただける場合) ■住所 〒418-0067 静岡県富士宮市宮町5-12 ■TEL 0544-21-3776 ■FAX 0544-23-6800 ■HPアドレス <https://www.mtfuji-whc.jp> ■電車でお越しの場合 JR身延線富士宮駅から徒歩8分 ■お車でお越しの場合 新東名高速道路新富士ICから約10分、東名高速道路富士ICから約15分/道の駅朝霧高原から約35分/清水港から約50分(東名高速道路清水IC経由) ※駐車場は、富士宮市宮の神田川観光駐車場(有料)を御利用ください。

活動報告



①JR静岡駅北口において、新春街頭演説会
(平成30年1月2日)



②有度地区連合自治会の皆さまと教育長に対し要望
(平成30年1月31日)



③ヘルプマーク推進フォーラム
(平成30年2月14日)



④JR静岡駅前において、「点字ブロックの白」記念キャンペーン
(平成30年3月18日)

自宅 静岡市清水区淡島町9-12 電話: 054-374-3027
県庁控室 静岡市葵区追手町9-6 電話: 054-221-2580 電話: 054-221-3209
 〆: info@h-moriduki.jp 〆: www.komei.or.jp/km/moriduki 〆: 盛月ひろみ 〆: 検索

※送付先やお名前等変更がある場合は、大変お手数ですが上記までご連絡くださいますようお願い申し上げます。


整理番号 16

決裁	会派代表者		経理責任者	 	経理担当者	
----	-------	---	-------	--	-------	--

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)			
経費項目	走行距離 (km)	積算方法※	充当額 (円)
事務費		円× km / km	4,979
※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km) ※領収書による充当方式 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km) ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合			
≪支払証明≫上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 			

≪領収書貼付枠≫ 別添

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
私用での利用もあるため按分する	9,959 円	1/2 %	4,979 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ENEOS

納品書(領収書)

2018年05月08日 20:33

売上
Tカード会員 様

現金支払

車両番号 実車番

0026-00

レギュラー P12

数量 29.00L *

単価 144円 ¥4,176

合計 ¥4,176

(内消費税等(8.00%) ¥309)

お預り ¥5,000

お釣り ¥824

Tカード番号: [REDACTED]

ポイント:基本P 19P

特別P 0P

今回計 19P

利用可能ポイント 563P

このT会員番号は会員情報が未反映のためポイントは貯まりますがご利用はできません。ポイント利用されるには、お客様ご自身で、カード裏面のTサイトより会員情報登録をおねがいたします。(14)

本日付与されたポイントは2~3日目以降に反映されます。有効期限切等の理由で、Tカードにポイントが加算されないことがあります。詳細はwww.tsite.jpにてご確認ください。

現金でお支払いの場合は精算書にかえさせていただきます。

株式会社 ENEOSウイング

DDセルフ梅が岡SS

静岡県 静岡市 清水区

梅が岡7-15

TEL:0543-53-8822 SS-480395

レシートNo 6948-04

デ-タNo7719-7720

001 [REDACTED] 2018/05/08



領収書

印紙

IDEMITSU

326604

出光興産株式会社

TEL 054-393-3377

サガミシード(株)

静岡県静岡市清水区小島町14-1

TEL 054-393-3377

売上

2018年 5月27日

13:06

上 様 手

現金フリー 00-326604-90001-0001-9

出光ゼアス P-6(内)

31.68L 0151.0 4783円

01200.00

合計 4,783円

(内、消費税等(8.00%) 354円)

約銀 1万円: 5,217円

5千円: 217円

伝No: 10111

担当:1634

約銀機処理No 0415

※ 本書保管上のお願
財布・手帳等にはさんで保管頂く場合は、印刷面を内側に折り保管をお願いいたします。

納品書(領収書)

2018年5月3日 15:49 05レ-7

お得意様 様

会員番号: [REDACTED]

中村石油株式会社

静岡県駿河区曲金3-4-6

054-286-4564

感熱紙なので保管にご注意ください。

現金 1,000円

SS利用プリペイドカード代金として
※但し消費税を含む

[今回ご利用明細]

給油前残額	1000円
レギュラー	7.20L
1リッター単価	139.0円
税込給油額	1001円
内消費税	74円
値引き額	1円
合計	1000円
給油後残額	0円
給油前ポイント	0ポイント
給油後ポイント	0ポイント

整理番号 17

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証 抛書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・盛月 寿美)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請謝等活動費・会議費・資料作成費 (資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読料		
年 月 日	平成 30 年 5 月 31 日	~平成 年 月 日	金 額 3,543 円

目 的	県政、社会情勢等に関する情報収集
使 途	新聞購読料 2018年 5月分
政務活動・ 県政との 関連性	日々情報収集し、県に対する政策提言や質問の参考にする。

<<領収書貼付枠>>

E 01 0252 平成 30 年 5 月分 領収証

盛月 寿美 様

銘柄	部数	金額	合 計
静岡新聞	1	2980	2,686 円
			(消費税込)

控除 -294 株式会社 **ニモズ新聞店**

雄まる日差しに夏の気配を感じる季節になりました。季節の変わり目、お体にお気を付け下さい。

本店 静岡市清水区大手一丁目
(TEL) 366-1577 (FAX) 367-9289
(フリーダイヤル) 0120-1577-01

担当者:

領 収 証

盛月寿美 様

平成30年 5月分
(518) 160.00自振
お問合せNo.

銘柄	部数	単価	金額	備考	合計金額
日本経済新聞朝刊	1	4,400	4,400		4,400 円

ユースサツカ新聞にチーム紹介等の掲載希望の方はご連絡下さい。無料です。



年 月 日
上記の通り領収しました。

株式会社 **中島新聞舗**
静岡市清水区本郷町 6-15
本店 366-5282 南店 351-3555
飯田店 367-7533 北脇店 345-5780

支払日 5月28日

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
私用としての利用があるため、按分する。	7086 円	1/2 %	3543 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。